

埼玉県報



埼玉県発行

目次

本号で公布された条例のあらまし

○本号で公布された条例のあらまし 二

条例

○埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(財政課) 三

○知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (地域政策課)

四

○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課)

九

○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一〇

○知事の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

一〇

○埼玉県税条例の一部を改正する条例 (税務課)

一〇

○埼玉県統計調査条例 (統計課)

一一

○埼玉県個人保護条例の一部を改

正する条例

(県政情報センター)

一三

○埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (青少年課)

一三

○埼玉県立大学条例の一部を改正する条例 (保健医療政策課)

一五

○埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 (政策調査課)

一六

○学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教職員課)

一六

○学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一七

○警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例 (警務課)

一七

規則

○埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年課)

一七

○埼玉県生活環境保全条例施行規

則の一部を改正する規則

(環境政策課)

二〇

○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 (教職員課)

(教職員課)

二二

○学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

()

二四

○学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

()

二四

○地域手当に関する規則の一部を改正する規則 (総務給与課)

(管理規程)

二四

○埼玉県企業職員給与規程等の一部を改正する規程 (公営企業・総務課)

()

二四

○埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程 ()

()

二五

○埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程 ()

()

二五

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (川越比企振興)

(川越比企振興)

二五

○ (川越比企振興東松山事務所)

(西部振興)

二六

○ ()

(利根振興)

二六

○軽油引取税免税証の無効告示

()

二七

(税務課) 二七

○埼玉県川口地方庁舎外十一施設で使用する電気の購入に関する落札結果 (管財課)

(管財課)

二七

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (NPO活動推進課)

()

二七

○草加都市計画生産緑地地区の変更 (みどり再生推進室)

()

二八

○荒川中部土地改良区の役員就退任届 (大里農林)

()

二八

○土砂災害警戒区域等の指定 (河川砂防課)

()

二九

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)

()

三四

○県道片柳川越線の区域の変更 (川越県土)

()

三四

○県道川越北環状線の区域の変更 ()

()

三五

○県道川越坂戸毛呂山線の区域の変更 ()

()

三五

○県道川越上尾線の区域の変更 ()

()

三六

○県道川越越生線の区域の変更 ()

()

三六

○県道川越越生線の供用の開始 ()

()

三七

○開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土)

()

三七

○ (東松山県土)

()

三八

○県道加須幸手線の供用の開始

(杉戸県土) 三八

○開発行為に関する工事の完了公

告 () 三八

正誤

○埼玉県告示第九十七号中訂正

(森づくり課) 三八

本号で公布された
条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に
関する条例の一部を改正する条例(埼玉
県条例第五十五号)(地域政策課)

一 趣旨

市町村への権限移譲の推進を図るた
め、知事の権限に属する事務の一部を
市町村が処理することとし、及び熊谷
市の特例市への移行に伴う規定の整備
等をするための改正

二 内容

- 1 新たに移譲を行う事務(七事務)
 - 2 処理する市町村が拡大する事務
(二十八事務)
 - 3 熊谷市の特例市への移行に伴う規
定の整備
 - 4 法改正に伴う規定の整備等
- 三 施行期日
平成二十一年四月一日
ただし、二四の一部については公布
の日

埼玉県条例の一部を改正する条例

(埼玉県条例第五十九号)(税務課)

一 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、個人県
民税について寄附金税額控除の対象と
なる寄附金を追加する。

二 内容

所得税の寄附金控除の対象となる法
人等に対する寄附金のうち、次に掲げ
る法人等に対するものを寄附金税額控
除の対象に追加する。

- (一) 県内に主たる事務所を有する法人
- (二) 知事又は教育委員会が所管する公
益信託
- (三) 県民の福祉の増進に寄与するもの
として、規則により知事が指定した
法人等

三 施行期日等

平成二十二年四月一日から施行し、
平成二十一年一月一日以後の寄附金に
ついて適用する。

埼玉県統計調査条例(埼玉県条例第六
十号)(統計課)

一 趣旨

統計法の全部改正(平成二十一年四
月一日施行)に伴い、同法との整合性
を図るための規定を整備するととも
に、必要な事項を定めるための全部改
正

二 内容

(一) 新統計法との整合を図るための規

定の整備

新統計法で定められた県統計調査
に従事する者の守秘義務等に係る規
定を削除する。

(二) 県統計調査に係る調査データの利
用を可能とするための規定の整備

新統計法により、条例に特別の定
めがある場合を除き、県統計調査に
よって得たデータの目的外利用が禁
止されたことから、調査データの庁
内での利用(二次利用)並びに国・
市町村等への提供及び提供を受けた
者の守秘義務等に関する規定を整備
する。

(三) 県統計調査の秘密を保護するため
の罰則等の新設及び強化
ア 新たに設ける罰則

違反行為の種類	罰則
違反行為の種類 県指定統計調査の かたり調査の禁止 違反	二年以下の懲役又 は百万円以下の罰 金
調査データの提供 を受けた者の守秘 義務違反	一年以下の懲役又 は五十万円以下の 罰金
調査データの提供 を受けた者の適正 管理義務違反	一年以下の懲役又 は五十万円以下の 罰金
イ 強化する罰則	
違反行為の種類 県指定統計調査の 報告の妨害	罰則 六月以下の懲役又 は五十万円以下の 罰金
県指定統計調査の	

改ざん行為

県指定統計調査の
報告拒否・虚偽報
告
五十万円以下の罰
金

県指定統計調査に
係る立入検査の拒
否等

三 施行期日等

(一) 施行期日

平成二十一年四月一日

(二) 条例の一部改正

埼玉県個人情報保護条例の一部改

正

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改

正する条例(埼玉県条例第六十二号)(青
少年課)

一 趣旨

青少年を取り巻く社会環境の浄化を
より一層推進するため、いわゆる出会
い喫茶の営業の規制をするものであ
る。

二 内容

- (一) 営業者の禁止行為の新設
青少年の入場、接客及び勧誘の禁
止
- (二) 営業者の義務の新設
県への届出、従業者名簿の常備、
青少年の入場禁止表示、広告又は宣
伝における青少年入場禁止の明記
- (三) 営業停止命令の新設

(一)又は(二)に違反した者等に対し、

六月を超えない期間で営業の全部又は一部の停止

(四) 罰則の新設

営業停止命令違反者へは一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金など

三 施行日

平成二十一年二月一日

埼玉県立大学条例の一部を改正する条例

(埼玉県条例第六十三号)(保健医療政策課)

一 趣旨

保健、医療及び福祉の分野に関する

条例

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第五十四号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「企画財政部の項」を「企画財政部の項第一号」に改める。

別表企画財政部の項を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十)の交付	収支報告書等の写し	用紙一枚につき	十円
---------------------------	-----------	---------	----

四号)第二十条の二第二項の規定に基づく収支報告書等の写しの交付

別表保健医療部の項中第七十八号を第八十二号とし、第五十八号から第七十七号までを四号ずつ繰り下げ、第五十七号の次に次の四号を加える。

五十八 保健師助産師看護師法第十五条の二第二項の規定に基づく准看護師再教育研修	准看護師再教育研修手数料	イ 保健師助産師看護師法第十四条第二項第一号に規定する処分を受けた者に対する研修 四万二千元 ロ 保健師助産師看護師法第十四条第二項第二号に規定する処分を受けた者又は同条第三項の規定に基づき准看護師に係る再免許を受けようとする者に対する研修 七万六千元	五千八百円
五十九 保健師助産師看護師法第十五条の二第四項の規定に基づく准看護師再教育研修を修了した旨の登録の申請に対する審査	准看護師再教育研修手数料		三千六百元
六十一 保健師助産師看護師法第十六条に規定す	准看護師再教育研修手数料		四千三百円

る准看護師再教 育研修了登録 証の再交付	録証再交 付手数料
----------------------------	--------------

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県公害防止条例(昭和五十三年埼玉県条例第四十八号)の項を削り、同表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百十号を第三百十号の五とし、第二百二十九号の次に次の四号を加える。

- 百三十 准看護師再教育研修手数料
 - 百三十の二 准看護師再教育研修了登録申請手数料
 - 百三十の三 准看護師再教育研修了登録証書換交付手数料
 - 百三十の四 准看護師再教育研修了登録証再交付手数料
- 別表に次のように加える。

埼玉県生活環境保全条例 (平成十三年 埼玉県条例第 五十七号)	公害防止主任者資格認定講習受講手数料
--	--------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中埼玉県手数料条例第三条第一号の改正規定及び同条例別表企画財政部の項の改正規定は、平成二十一年一月一日から施行する。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十五号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成十一年埼玉県条例第六十

一号)の一部を次のように改正する。

別表第五項市町村の欄中「川口市」の下に「行田市」を、「狭山市」の下に「羽生市」を、「鳩ヶ谷市」の下に「朝霞市」を、「八潮市」の下に「富士見市」を、「ときがわ町」の下に「横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町」を、「騎西町」の下に「北川辺町」を加える。

別表第八項市町村の欄を次のように改める。

各市町村(さいたま市及び川越市を除く。)

別表第十一項第二号事務の欄1中「第一条第一項及び第二項」を「第一条の第三項及び第二項」に改める。

別表第十三項第一号事務の欄中14を16とし、13を15とし、12を14とし、11を12とし、その次に次のように加える。

13 法第三十条の規定による弁明の機会の付与(8の命令、10の取消し及び命令並びに12の取消しに係るものに限る。)

別表第十三項第一号事務の欄中10を11とし、2から9までを3から10までとし、1の次に次のように加える。

2 法第四条第二項及び第二十九条第五項の規定による意見の聴取

別表第十三項第三号事務の欄中19を21とし、9から18までを11から20までとし、8の次に次のように加える。

9 法第五十六条の十二第三項の規定による調査の受託

10 法第五十六条の十二第四項の規定による意見の申出

別表第十四項第一号市町村の欄中「幸手市」の下に「鶴ヶ島市」を加える。別表中第二百二項を第百九項とし、第百一項を第百八項とする。

別表第百項第一号市町村の欄中「所沢市」を「さいたま市及び所沢市」に改め、同項第三号市町村の欄中「さいたま市」を削り、同項第六号事務の欄4中「第七十八条第一項、第七十九条第二項、第八十三条第一項及び第二項、第百七条第二項、第百九条第三項並びに第百十条第二項」を「及び第百九条第三項」に改め、同欄6中「及び第八十二条」を削り、同欄7中「、第八十条第一項、第三項及び第五項並びに第百九条第二項の規定による報告等の受理(汚水等に係るものに限る。)」を「並びに第八十条第一項、第三項及び第五項の規定による報告等の受理」に改め、同欄13中「第八十条第二項及び」を削り、「11」を「14」に改め、同欄13を同欄16とし、同欄12中「11」を「14」に改め、同欄12を同欄15とし、同欄中11を14とし、

10を13とし、9を11とし、その次に次のように加える。
 12 条例第百九条第二項の規定による報告等の受理(汚水等に係るものに限る。)
 別表第百項第六号事務の欄8中「実施」を「要請」に改め、同欄8を同欄9とし、その次に次のように加える。

10 条例第八十二条の規定による勧告
 別表第百項第六号事務の欄7の次に次のように加える。

8 条例第七十八条第一項、第七十九条第二項、第八十三条第一項及び第二項、第七十七条第二項並びに第一百十条第二項の規定による命令
 別表第百項第六号市町村の欄及び同項第七号市町村の欄中「さいたま市、」を削り、同項第八号市町村の欄中「さいたま市、」を削り、「草加市」の下に、「入間市」を、「日高市」の下に、「ふじみ野市」を、「皆野町」の下に、「美里町」を加え、同項第九号市町村の欄、同項第十号市町村の欄及び同項第十一号市町村の欄中「さいたま市、」を削り、同項第十二号市町村の欄中「掲げる市町村」の下に「及びさいたま市」を加え、同項を同表第百七項とし、同表中第九十九項を第百六項とし、第九十八項を第百五項とする。

別表第九十七項第二号市町村の欄中「、松伏町」を削り、同項を同表第百四項とし、同表中第九十六項を第百三項とし、第九十五項を第百二項とする。
 別表第九十四項第二号事務の欄1及び同項第五号事務の欄1中「第十二条の六各号、」を削り、同項を同表第百一項とし、同表第九十一項から第九十三項までを七項ずつ繰り下げる。

別表第九十項市町村の欄中「上里町」を「東秩父村、上里町、騎西町」に改め、同項を同表第九十七項とし、同表第八十九項を同表第九十六項とする。
 別表第八十八項市町村の欄中「熊谷市、」を削り、同項を同表第九十五項とし、同表中第八十七項を第九十四項とし、第八十六項を第九十三項とする。

別表第八十五項第一号市町村の欄中「皆野町」の下に、「小鹿野町」を、「騎西町」の下に、「北川辺町、大利根町」を加え、同項第二号市町村の欄中「、草加市」を削り、同項を同表第九十二項とする。
 別表第八十四項第三号市町村の欄中「伊奈町」の下に、「三芳町」を加え、同項を同表第九十一項とする。

別表第八十三項市町村の欄中「熊谷市、狭山市」を「秩父市、狭山市、北本市」に改め、同項を同表第九十項とする。

別表第八十二項市町村の欄中「所沢市」を「熊谷市、秩父市、所沢市」に改め、

「狭山市」の下に、「入間市、北本市」を加え、同項を同表第八十九項とし、同表第七十八項から第八十一項までを七項ずつ繰り下げる。
 別表第七十七項事務の欄2中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、同項を同表第八十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

<p>被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>4 法第七條第一項及び第二項の規定による許可</p> <p>2 法第七條第四項の規定による条件の付与</p> <p>3 法第七條第五項の規定による命令</p> <p>4 法第七條第六項の規定による措置及び公告</p>	<p>朝霞市、和光市、新座市、久喜市</p>
---	------------------------

別表中第七十六項を第八十二項とし、第七十五項を第八十一項とする。
 別表第七十四項第一号市町村の欄中「戸田市」の下に、「鳩ヶ谷市」を、「伊奈町」の下に、「三芳町」を、「小鹿野町」の下に、「東秩父村」を加え、同項第二号市町村の欄中「秩父市」の下に、「加須市」を、「伊奈町」の下に、「三芳町」を、「騎西町」の下に、「北川辺町、栗橋町」を加え、同項を同表第八十項とする。
 別表第七十三項市町村の欄中「熊谷市、」を削り、同項を同表第七十九項とする。
 別表第七十二項第一号市町村の欄、同項第二号市町村の欄及び同項第三号市町村の欄中「熊谷市、」を削り、同項第四号市町村の欄及び同項第五号市町村の欄中「熊谷市、」を削り、「新座市」の下に、「久喜市」を加え、同項第六号市町村の欄及び同項第七号市町村の欄中「熊谷市、」を削り、同項第八号市町村の欄及び同項第九号市町村の欄中「川越市」の下に、「熊谷市」を加え、同項を同表第七十八項とし、同表中第七十一項を第七十七項とし、第七十項を第七十六項とする。
 別表第六十九項市町村の欄中「北本市」の下に、「蓮田市、ふじみ野市」を加え、同項を同表第七十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

<p>中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第百一号。以下この項において「法」という。)及び中小小売商業振興法施行令(昭和四十八年政令第百八十六号。以下この項において「施行令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 法第四条第一項から第三項まで及び第六項の規定による認定</p>	<p>さいたま市、秩父市、入間市、和光市、久喜市、北本市、幸手市、吉川市、嵐山町、横瀬町、</p>
--	---

2	法第四条第八項(施行令第九条第三項において準用 騎西町 する場合を含む。)の規定による協議
3	法第十三条第一項の規定による報告の徴収
4	施行令第九条第一項の規定による認定
5	施行令第九条第二項の規定による認定の取消し

別表第六十八項事務の欄中「掲げるもの」の下に「(特定保守製品取引事業者に 対するものを除く。)」を加え、同項市町村の欄中「皆野町」の下に「長瀨町」 を、「上里町」の下に「寄居町」を加え、同項を同表第七十三項とする。

別表第六十七項市町村の欄中「日高市」を「蓮田市、日高市、吉川市」に改め、 「杉戸町」の下に「松伏町」を加え、同項を同表第七十二項とする。

別表第六十六項第二号市町村の欄中「熊谷市」を削り、同項を同表第七十一項 とする。

別表第六十五項市町村の欄中「熊谷市」を削り、同項を同表第七十項とし、同 表第六十四項を同表第六十九項とする。

別表第六十三項市町村の欄中「熊谷市」を削り、同項を同表第六十八項とし、 同表中第六十二項を第六十七項とし、第六十一項を第六十六項とする。

別表第六十項第一号市町村の欄中「熊谷市」を削り、同項第二号市町村の欄中 「熊谷市」を削り、「宮代町」の下に「白岡町」を加え、同項第三号市町村の 欄中「川越市」の下に「熊谷市」を加え、同項第五号市町村の欄中「熊谷市」 を削り、同項第八号市町村の欄及び同項第十号市町村の欄中「川越市」の下に「 熊谷市」を加え、同項を同表第六十五項とする。

別表第五十九項第一号市町村の欄中「熊谷市」を削り、同項第三号市町村の欄 中「川越市」の下に「熊谷市」を加え、同項第四号市町村の欄、同項第五号市町 村の欄及び同項第六号市町村の欄中「熊谷市」を削り、同項を同表第六十四項と する。

別表第五十八項市町村の欄中「熊谷市」を削り、同項を同表第六十三項とし、 同表第五十三項から第五十七項までを五項ずつ繰り下げる。

別表第五十二項第二号市町村の欄中「東松山市」の下に「春日部市」を、「日 高市」の下に「吉川市」を、「嵐山町」の下に「小川町」を、「皆野町」の下 に「長瀨町、小鹿野町」を加え、同項を同表第五十七項とし、同表第四十八項か ら第五十一項までを五項ずつ繰り下げる。

別表第四十七項市町村の欄中「横瀬町」の下に「皆野町」を加え、同項を同表

第五十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく川口市、所沢 事務(地域密着型介護サービス費又は地域密着型介護予防 市、春日部市 サービスに係る事業又は施設に限る。)のうち、同法第 十四条から第十四条の三まで、第十五条第二項、第十五条 の二第一項及び第十六条第一項の規定による届出の受理
---	--

別表第四十六項を同表第五十項とする。

別表第四十五項市町村の欄中「飯能市」の下に「本庄市」を、「三芳町」の下 に「毛呂山町」を、「吉見町」の下に「横瀬町、皆野町」を加え、同項を同表 第四十九項とする。

別表第四十四項第一号市町村の欄中「熊谷市」を「秩父市」に改め、「上尾市」 の下に「戸田市」を、「桶川市」の下に「久喜市」を加え、同項第二号市町村 の欄及び同項第三号市町村の欄中「熊谷市、本庄市」を「秩父市、本庄市、東松山 市」に改め、「桶川市」の下に「久喜市」を加え、同項を同表第四十八項とする。

別表第四十三項第二号事務の欄中「第一条、第三条第一項、第四条第一項、第五 条第一項及び第六条第一項」を「第三条、第五条第一項、第六条第一項、第八条第 一項及び第九条第一項」に、「第六条第五項並びに第七条第一項及び第二項」を「第 九条第五項並びに第十条第一項及び第二項」に改め、同項を同表第四十七項とする。

別表第四十二項第一号事務の欄20中「第七十二条の三」を「第七十二条の四」に 改め、同項を同表第四十六項とする。

別表第四十一項市町村の欄中「神川町」の下に「上里町」を加え、同項を同表 第四十五項とする。

別表第四十項市町村の欄中「熊谷市」を削り、同項を同表第四十四項とし、同 表第三十九項を同表第四十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3	工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号。以下この項 入間市、和光 において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げ 市、久喜市、 北本市、幸手 るもの
1	法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第 市、寄居町
2	法第九条第一項及び第二項の規定による届出の受理
3	法第十条第一項の規定による命令

4 法第十一条第二項の規定による期間の短縮

別表中第三十八項を第四十一項とし、第三十七項を第四十項とし、第三十六項を第三十九項とする。

別表第三十五項市町村の欄中「川越市」の下に、「熊谷市」を加え、同項を同表第三十八項とし、同表第三十一項から第三十四項までを三項ずつ繰り下げる。

別表第三十項第一号市町村の欄中「川越市」の下に、「熊谷市」を、「春日部市」の下に、「上尾市」を加え、同項第五号市町村の欄中「川越市」の下に、「熊谷市」を加え、同項を同項第六号とし、同項第四号市町村の欄中「川越市」の下に、「熊谷市」を加え、同項を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、同項を同表第三十三項とする。

二 法に基づく個人施行者(市町村を除く。)及び土地画整理組合が施行する土地画整理事業(一の市町村の区域に属するものに限る。)に関する事務のうち、次に掲げるもの

- 1 法第四条第一項、第十条第一項、第十一条第四項後段、第十三条第一項、第十四条第一項から第三項まで、第三十九条第一項、第四十五条第二項、第八十六条第一項後段及び第九十七条第一項の規定による認可
- 2 法第九条第三項、第二十一条第三項及び第三十九条第四項の規定による公告及び図書の送付
- 3 法第十一条第七項、第二十九条第一項及び第三百三条第三項の規定による届出の受理
- 4 法第十一条第八項、第二十九条第二項、第四十五条第五項、第三百三条第四項後段及び第二百二十四条第三項の規定による公告

- 5 法第二十条第一項の規定による縦覧
- 6 法第二十条第三項の規定による命令及び通知
- 7 法第二十八条第八項の規定による事業報告書、収支決算書及び財産目録の受理
- 8 法第四十九条の規定による承認
- 9 法第二百二十四条第一項及び第二百五条第一項から第三項までの規定による検査、処分取消し、変更及び停止並びに命令
- 10 法第二百二十四条第二項及び第二百五条第四項の規定に

上尾市

よる認可の取消し

- 11 法第二百五条第五項の規定による總會、總會の部会及び総代会の招集
- 12 法第二百五条第六項の規定による解任の投票の実施
- 13 法第二百五条第七項の規定による議決、選挙、当選及び解任の投票の取消し

別表第二十九項を同表第三十二項とする。

別表第二十八項市町村の欄中「川口市」の下に、「秩父市」を、「越谷市」の下に、「横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町」を加え、同項を同表第三十一項とする。

別表第二十七項を同表第二十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

- 0 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- 1 法第十条の二第二項及び第二項の規定による許可
- 2 法第十条の二第六項の規定による意見の聴取
- 3 法第十条の三の規定による命令

別表中第二十六項を第二十八項とし、第二十一項から第二十五項までを二項ずつ繰り下げる。

別表第二十項市町村の欄中「伊奈町」の下に、「三芳町」を加え、「小鹿野町、騎西町」を「皆野町、小鹿野町、上里町、騎西町、北川辺町」に改め、同項を同表第二十二項とし、同表中第十九項を第二十一項とし、第十八項を第二十項とし、第十七項の次に次の二項を加える。

- 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)に基づく事務のうち、同令第五十九条の二第一号及び第五十九条の三の二第一項第一号の規定による証明

熊谷市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、上尾市、越谷市、蕨市、入間市、

1 8

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）に基づき事務のうち、同令第十条第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付

鳩ヶ谷市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、伊奈町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、騎西町、大利根町、宮代町、白岡町、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町、杉戸町、松伏町、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄

1 9

市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、上尾市、越谷市、蕨市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、伊奈町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、騎西町、北川辺町、大利根町、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町、杉戸町

別表に次の一項を加える。

1 1 0	一 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例(平成二十年埼玉県条例第四十二号。以下この項において「条例」という。)に基づく事務のうち、条例第十条の規定による認定 各市、杉戸町、松伏町 二 条例に基づく事務のうち、条例第十条の規定による認定に係る書類の受理、送付その他の行為 各市町村(前号の市町村の欄に掲げる市町村を除く)
-------	--

附則

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第十一項第二号事務の欄、同表第十三項第一号事務の欄及び同項第三号事務の欄、同表第四十二項第一号事務の欄、同表第四十三項第二号事務の欄並びに同表第七十七項事務の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第五十六号

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下「給与

条例」という。)の一部を次のように改正する。

第十九条の五第二項中「百分の百七十五」を「百分の百八十」に改める。
 第二十二条中「預金口座」を「口座」に改める。

附則に次の二項を加える。

7 管理職手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―一)別表第一の職の欄に掲げる職のうち区分が一種とされている職にある職員の管理職手当の月額額は、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間は、第七条の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる管理職手当の額からその百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

8 学長の職にある職員の期末特別手当の額は、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間は、第十九条の五第二項の規定にかかわらず、同項の規定による期末特別手当の額からその百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十九年埼玉県条例第六十七号。以下「平成十九年改正条例」という。)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「及び附則第十項」を削る。

附則第二項第一号中「、附則第五項」を「及び附則第五項」に改め、「及び第九項」を削り、同項第二号中「附則第十二項及び第十三項」を「附則第八項」に改める。

附則中第八項から第十二項までを削り、第十三項を第八項とし、第十四項を第九項とし、第十五項を第十項とする。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中給与条例第二十二條の改正規定は平成二十一年一月五日から、第一条中給与条例附則に二項を加える改正規定は同年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の給与条例第十九条の五第二項の規定及び第二条の規定による改正後の平成十九年改正条例の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 第一条の規定による改正後の給与条例又は第二条の規定による改正後の平成十九年改正条例及び給与条例等(給与条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第五号)又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第六十八号)をいう。以下同じ。)の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与条例又は第二条の規定による改正前の平成十九年改正条例及び給与条例等の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例又は第二条の規定による改正後の平成十九年改正条例及び給与条例等の規定による給与の内払とみなす。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第五十七号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十一年埼玉県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項各号を次のように改める。

- 一 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 六千八百円
- 二 その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
 - イ 深夜における勤務時間が四時間以上である場合 三千三百円
 - ロ 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合 二千九百円
 - ハ 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 二千円

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

知事の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第五十八号

知事の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の期末手当の特例に関する条例(平成十九年埼玉県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

知事等の期末手当の特例に関する条例

本則を第一条とし、同条に見出しとして「(知事の期末手当の額の特例)」を付し、同条の次に次の二条を加える。

(副知事等の期末手当の額の特例)

第二条 副知事、公営企業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員の期末手当

の額は、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間は、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による期末手当の額からその百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ減じた額とする。

(教育長の期末手当の額の特例)

第三条 教育長の期末手当の額は、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間は、埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十七号)第四条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による期末手当の額からその百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附則第一項中「施行し」の下に「、第一条の規定については」を加える。
附則に次の一項を加える。

(平成二十二年三月三十一日までの知事の期末手当の額の特例)

4 第一条の規定の適用については、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間は、同条中「百分の二十」とあるのは、「百分の三十」とする。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第五十九号

埼玉県条例の一部を改正する条例

埼玉県条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の二に次の一号を加える。

三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金(同条第三項及び租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。)のうち、次に掲げるものに対するもの

イ 県内に主たる事務所を有する法人

ロ 知事又は教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託

ハ イ及びロに掲げるもののほか、県民の福祉の増進に寄与するものとして、規則で定めるところにより、知事が指定したもの

附 則

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 改正後の埼玉県条例の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日以後に支出する同条例第二十五条の二第三号に掲げる寄附金について適用する。

埼玉県統計調査条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六十号

埼玉県統計調査条例

埼玉県統計調査条例(昭和四十四年埼玉県条例第十四号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この条例は、統計法(平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。)及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査に關し必要な事項を定めることにより、県が作成する統計の真实性を確保し、及びその活用を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「県統計調査」とは、知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 知事等がその内部において行うもの

二 法及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、市町村に対し、報告を求めることが規定されているもの

三 国の行政機関(法第二条第一項に規定する行政機関をいう。第八条及び第十条第一号において同じ。)その他の者からの委託を受けて行うもの

四 統計法施行令(平成二十年政令第三百三十四号)第二条第五号に規定する事務に關して行うもの

2 この条例において「県指定統計調査」とは、県統計調査のうち、県の政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要なものであつて、知事等が指定したものをいう。

(県指定統計調査の指定の告示等)

第三条 知事等は、前条第二項の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならぬ。当該指定を変更し、又は解除したときも同様とする。

2 知事等は、県指定統計調査を行おうとするときは、その名称及び目的、調査対象の範囲、報告を求める事項(次条第一項において「報告事項」という。)その他必要な事項をあらかじめ告示しなければならない。

(報告義務)

第四条 知事等は、県指定統計調査の報告事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者(營業に關し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。)又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わつて報告する義務を負う。

(立入検査等)

第五条 知事等は、その行う県指定統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該県指定統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に關し資料の提出を求め、又はその職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(県指定統計調査と誤認させる調査の禁止)

第六条 何人も、県指定統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

(結果の公表)

第七条 知事等は、県指定統計調査の結果を作成したときは、速やかに、当該結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 前項の規定は、県指定統計調査以外の県統計調査の結果の公表について準用する。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(協力の要請)

第八条 知事等は、県指定統計調査を円滑に行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長、他の地方公共団体の長その他の関係者に対し、調査、報告その他の協力を求めることができる。

(調査票情報の二次利用)

第九条 知事等は、次に掲げる場合には、県統計調査に係る調査票情報(法第二条第十一項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。)を利用することができる。

一 統計の作成又は統計的研究(次条各号において「統計の作成等」という。)を行う場合

二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

(調査票情報の提供)

第十条 知事等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

一 国の行政機関、他の地方公共団体その他これらに準ずる者として規則で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成

二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として規則で定めるものを行う者 当該規則で定める統計の作成等

(調査票情報の提供を受けた者による適正な管理)

第十一条 前条の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第十条の規定により調査票情報の提供を受けた者であつて、当該調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務

二 第十条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第十条の規定により調査票情報の提供を受けた者又は当該者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事等が定める。

(罰則)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反して、県指定統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者

二 第十二条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

2 前項第一号の罪の未遂は、罰する。

第十五条 第十二条第一項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下

の罰金に処する。

- 一 第四条に規定する県指定統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者
 - 二 県指定統計調査に関する業務に従事する者で当該県指定統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者
- 第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第四条の規定に違反して、県指定統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

- 二 第五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(県指定統計調査に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の埼玉県統計調査条例(以下「旧条例」という。)第二条第二項の規定により指定を受けている県指定統計調査(この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において知事等が告示したものに限り)は、改正後の埼玉県統計調査条例(以下「新条例」という。)第二条第二項の規定により指定を受けたものとみなす。

(調査票に関する経過措置)

- 3 旧条例の規定により県統計調査によって集められた調査票に記載されている情報は、新条例の規定による県統計調査に係る調査票情報とみなす。

(結果の公表に関する経過措置)

- 4 施行日前に公表されていない旧条例の規定による県統計調査の結果に対する旧条例第九条の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(埼玉県個人情報保護条例の一部改正)

- 6 埼玉県個人情報保護条例(平成十六年埼玉県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十条第一項第三号を削る。

埼玉県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第六十一号

埼玉県個人情報保護条例の一部を改正する条例

埼玉県個人情報保護条例(平成十六年埼玉県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第六項に規定する基幹統計調査及び同条第七項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第十一項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第五十二条第一項に規定する個人情報
- 二 統計法第二十四条第一項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第六十二号

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

埼玉県青少年健全育成条例(昭和五十八年埼玉県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

- 十一 店舗型異性紹介営業 店舗を設けて、専ら、面識のない異性ととの一時の交際(会話を含む。以下この号において同じ。)を希望する者に対し、交際の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、当該店舗に入場させた者について、そのうちの一方からの交際の申込みを他の一方に取り次ぐことによつて

営むもの（風適法第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業に該当するものを除く。）をいう。

第十七条の三の次に次の六条を加える。

(店舗型異性紹介営業の届出)

第十七条の四 店舗型異性紹介営業を営もうとする者は、当該営業を行う施設（以下「店舗型異性紹介営業施設」という。）ごとに、当該営業を開始する日の十日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならぬ。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 店舗型異性紹介営業施設の名称及び所在地

三 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、店舗型異性紹介営業施設の名称に限る。）に変更があつたとき、又は当該店舗型異性紹介営業を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から十五日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならぬ。

(店舗型異性紹介営業施設への入場等の禁止)

第十七条の五 店舗型異性紹介営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 店舗型異性紹介営業施設に青少年を当該施設の利用者として入場させること。

二 店舗型異性紹介営業施設で当該施設の利用者に接する業務に青少年を従事させること。

(店舗型異性紹介営業施設の従業者名簿)

第十七条の六 店舗型異性紹介営業を営む者は、規則で定めるところにより、店舗型異性紹介営業施設ごとに、従業者名簿を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の住所、氏名、生年月日その他規則で定める事項を記載しなければならぬ。

(店舗型異性紹介営業施設への入場禁止の表示等)

第十七条の七 店舗型異性紹介営業を営む者は、その店舗型異性紹介営業施設に入場しようとする者の見やすい箇所に、青少年の入場を禁止する旨を表示しなければ

ばならない。

2 店舗型異性紹介営業を営む者は、その営業につき広告又は宣伝をするときは、その店舗型異性紹介営業施設への青少年の入場を禁止する旨を明らかにしなければならない。

(店舗型異性紹介営業の停止)

第十七条の八 知事は、店舗型異性紹介営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、当該店舗型異性紹介営業を営む者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型異性紹介営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第八十二条の罪に当たる違法な行為

二 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二章の罪に当たる違法な行為

三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪に当たる違法な行為

四 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十条第一項又は第二項（同法第三十四条第一項第七号（同項第六号に掲げる行為をするおそれのある者に係る部分に限る。）又は第九号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為

五 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第五十六条第一項又は第六十一条第一項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四条第二項の規定により適用される場合を含む。）の規定に違反する行為

六 第十七条の四から前条まで、第十八条の二から第十九条まで又は第二十条（同条第一号又は第七号に係る部分に限る。）の規定に違反する行為

(聴聞の特例)

第十七条の九 知事は、前条の規定により店舗型異性紹介営業の停止を命じようとするときは、埼玉県行政手続条例（平成七年埼玉県条例第六十五号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 知事は、前項の規定による聴聞を行うときは、その期日の一週間前までに、埼玉県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知をしなければならない。

第十八条の三中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 店舗型異性紹介営業施設の利用者となるように勧誘すること。

第二十三条の二中「若しくは第十七条第一項」を、「第十七条第一項若しくは第十七条の八」に改める。

第二十五条第一項第四号中「又は第十七条第一項」を、「第十七条第一項又は第十七条の八」に改める。

第二十六条第一項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 店舗型異性紹介営業施設

第二十八条中「第十九条第一項の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十七条の八の規定による命令に違反した者

二 第十九条第一項の規定に違反した者

第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 第十七条の五の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十条第一号中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第十七条の四第一項若しくは第二項」に改め、同条第三号中「第十六条第三項」の下に、「第十七条の七第一項若しくは第二項」を加え、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十七条の六の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

第三十一条中「第十七条の二」の下に、「第十七条の五」を加え、「及び第二十九条」を「から第二十九条まで」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十一年二月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に店舗型異性紹介営業を営んでいる者については、その者を改正後の第十七条の四第一項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該営業を開始する日の十日前までに」とあるのは、「埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(平成二十年埼玉県条例第六十二号)の施行の日から一月以内に」とする。

埼玉県立大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第六十三号

埼玉県立大学条例の一部を改正する条例

埼玉県立大学条例(平成十年埼玉県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(学部及び学科)」に改め、同条第一項中「保健医療福祉学部」の下に「(次項及び別表第一において「学部」という。)」を加え、同条第二項中「保健医療福祉学部」を「学部」に改める。

第十一条を第十二条とし、第三条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

(大学院及び研究科等)

第三条 大学に、大学院を置く。

2 大学院に、保健医療福祉学研究科を置く。

3 保健医療福祉学研究科に保健医療福祉学専攻を置き、入学定員は二十人、修業年限は二年とする。

4 大学は、学生が職業を有している等の事情により、前項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、四年を上限とした修業年限を定め、その計画的な履修を認めることができる。

別表第一中「第四条関係」を「第五条関係」に改め、同表入学検定料の項中

学 生	一七、〇〇〇円	学 部	
の 学 生	一七、〇〇〇円	大 学 院	
の 学 生	三〇、〇〇〇円		

に改め、同表授業料の項中

学	生	年額	六二一、〇〇〇円
		を	

の 学 生	年額	六二一、〇〇〇円
の 学 生	年額	六二一、〇〇〇円

(長期履修学生にあつては、六二一、〇〇〇円に二を乗じて得た額を当該学生の修業年限の年数で除して得た額。ただし、修業年限の短縮が認められた長期履修学生にあつては、六二一、〇〇〇円に二を乗じて得た額から当該学生が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を、当該学生の修業年限の残りの年数で除して得た額とする。)

に改め、同表の備考に次のよう

学 部	大 学 院
--------	-------------

に加える。

三 長期履修学生とは、第三条第四項の規定に基づき、同条第三項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することを認められた学生をいう。

別表第二中「第八条関係」を「第九条関係」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一入学検定料の項の改正規定は、公布の日から施行する。

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六十四号

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

例 第四号第二項中「旅行したとき」の下に「又は閉会中に常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会の招集に応じ旅行したとき」を加え、同項第一号中「招集地居住者」の下に「及び同地外で十キロメートル未満」を加え、「一万千七百円」を「六千円」に改め、同項第二号中「一万三千八百円」を「八千円」に改め、同項第三号中「七十五キロメートル未満」を削り、「一万五千九百円」を「一万二千円」に改め、同項第四号を削り、同条第三項を次のように改める。

3 県議会議員が、常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の用務のため国内旅行をしたとき(前項に規定するときを除く)は、別表第一に定めるものを除くほか、一般職の職員に支給する額に相当する額から日当及び旅行雑費に相当する額を減じた額に一日について三千三百円を加えた額を費用弁償として、一般職の職員の旅費支給の例により支給する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県条例第六十五号

埼玉県知事 上田清司

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の九第二項中「二万二百円」を「一万五千九百円」に改める。
 第十四条中「預金口座」を「口座」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、第十四条の改正規定は、同月五日から施行する。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第六十六号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十一年埼玉県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「六千四百円」を「一万二千八百円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の学校職員の特殊勤務手当に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、平成二十年十月一日から適用する。

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の学校職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県条例第六十七号

埼玉県知事 上田清司

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例
 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年埼玉県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表本庄警察署の項中「四季の里三丁目」の下に、「下野堂一丁目、下野堂二丁目、下野堂三丁目、万年寺一丁目、万年寺二丁目、万年寺三丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三百号

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則(昭和五十八年埼玉県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法人にあつては、」を「日本国籍を有しない者にあつては外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)第五条第一項に規定する外国人登録証明書(第五条第一項において「外国人登録証明書」という。)の写し、法人にあつては」に改める。

第六条第二項中「様式第六号」を「様式第九号」に改め、同条を第八条とし、第五条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

(店舗型異性紹介営業の届出)

第五条 条例第十七条の四第一項の規定による店舗型異性紹介営業の届出は、様式第六号の営業届に次に掲げる書類を添え、提出してしなければならない。

一 住民票の写し(日本国籍を有しない者にあつては外国人登録証明書の写し、法人にあつては登記事項証明書)

二 店舗型異性紹介営業施設における業務の実施を統括的に管理する者の住民票

の写し(日本国籍を有しない者にあつては、外国人登録証明書の写し)

三 店舗型異性紹介営業施設の使用についての権原を有することを証する書類

四 店舗型異性紹介営業施設の平面図及び付近の見取図

2 条例第十七条の四第一項第三号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 店舗型異性紹介営業施設の電話番号

二 店舗型異性紹介営業施設における業務の実施を統括的に管理する者の氏名、住所、生年月日及び電話番号

三 店舗型異性紹介営業施設の使用についての権原の種類及び内容

四 営業の方法

五 営業を開始しようとする年月日

3 条例第十七条の四第二項の規定による変更の届出は、様式第七号の変更届を提出してしなければならない。この場合において、当該変更が、同条第一項第一号に掲げる事項に係るものであるときは第一項第一号に掲げる書類を、前項第二号に掲げる事項に係るものであるときは第一項第二号に掲げる書類を、前項第三号に掲げる事項に係るものであるときは第一項第三号に掲げる書類を添付しなければならない。

4 条例第十七条の四第二項の規定による廃止の届出は、様式第八号の廃止届を提出してしなければならない。

(従業者名簿)

第六条 店舗型異性紹介営業を営む者は、当該店舗型異性紹介営業に係る業務に従事する者が退職した日から起算して三年を経過する日まで、その者に係る従業者名簿を備えておかななければならない。

2 条例第十七条の六に規定する規則で定める事項は、店舗型異性紹介営業に係る業務に従事する者の性別、採用年月日、退職年月日及び従事する業務の内容並びに生年月日の確認方法とする。

〔4〕 質屋、古物商又

(5) 第21条の2第

様式第六号中「第6条」を「第8条」に改め、同様式裏中

(6) インターネット

(7) テレビゲーム機

る営業(風適法第

〔4〕 店舗型異性

は貸金業を行う者の営業所

1項各号に掲げる営業を行う場所

を利用することができる端末装置を公衆の利用に供する場所

、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせ
2条第1項第7号に規定する営業を除く。)を行う場所」

紹介営業施設

商又は貸金業を行う者の営業所

2第1項各号に掲げる営業を行う場所

ットを利用することができる端末装置を公衆の利用に供する場所
△機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせ
法第2条第1項第7号に規定する営業を除く。)を行う場所」

を様式第九号とする。
様式第五号の次に次の三様式を加える。

(5) 質屋、古物

(6) 第21条の

(7) インターネ

(8) テレビゲー

る営業(風適

に改め、同様式

様式第6号(第5条関係)

店舗型異性紹介営業届

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住所
届出者 氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、)
名称及び代表者の氏名
電話番号

店舗型異性紹介営業について、埼玉県青少年健全育成条例第17条の4第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

店舗型異性紹介営業施設名称			
店舗型異性紹介営業施設	電話 ()		
店舗型異性紹介営業施設における業務の実施を統括的に管理する者	住所	電話 ()	年月日
店舗型異性紹介営業施設の使用についての権原	氏名	生年月日	年月日
	種類	店舗型異性紹介営業施設として使用する建物の 1 所有権 2 賃借権 3 その他 ()	
	内容	権利の取得年月日 1 契約 2 相続 3 その他 () 権利の取得原因が1又は3の場合の相手方住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、) 名称及び代表者の氏名 () 電話番号 ()	
営業時間			
異性の紹介方法等			
広告又は宣伝の方法			
青少年を従業員として使用するものの有無	1 有(業務内容:) ・ 2 無		
営業を開始しようとする年月日	年 月 日		

備考 1 店舗型異性紹介営業施設の使用についての権原の欄及び青少年を従業員として使用することの有無の欄は、該当する番号を○で囲むとともに、必要事項を記入してください。
2 異性の紹介方法等の欄は、紹介方法、料金体系その他の営業内容を記入してください。
3 広告又は宣伝の方法の欄は、広告物にあつてはその掲示場所を、広告用物品にあつてはその種類、頒布場所等を、新聞、雑誌等にあつてはその名称、頻度等を、インターネットにあつてはそのインターネットホームページアドレスを記入し、その他のものがあればその内容を記入してください。

様式第7号(第5条関係)

店舗型異性紹介営業変更届

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住所
届出者 氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、)
名称及び代表者の氏名
電話番号

店舗型異性紹介営業の届出に係る事項に変更があつたので、埼玉県青少年健全育成条例第17条の4第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

店舗型異性紹介営業施設名称		
店舗型異性紹介営業施設	電話 ()	
変更事項		
変更内容	変更前	
変更内容	変更後	
変更年月日	年 月 日	

様式第8号（第5条関係）

店舗型異性紹介営業廃止届

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住所
 届出者 氏名
 ①
 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、
 名称及び代表者の氏名）
 電話番号

店舗型異性紹介営業を廃止したので、埼玉県青少年健全育成条例第17条の4第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止した店舗型異性紹介営業施設の名称	年 月 日
廃止した店舗型異性紹介営業施設の所在地	年 月 日
廃止年月日	年 月 日

附 則

この規則は、平成二十一年二月一日から施行する。

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四百号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項第二号中「別表第一第二十五号」を「別表第一第三十一号」に改め、同項第二十二号を削り、同項第二十一号中「別表第一第二百四十六号」を「別表第一第四百五十三号」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第二十号中「別表第一第三百一十一号」を「別表第一第四百二十二号」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十九号中「別表第一第三百四号」を「別表第一第四百五号」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十八号中「別表第一第二百九十四号」を「別表第一第三百九十四号」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十七号中「別表第一第二百八十三号」を「別表第一第三百七十四号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号中「別表第一第二百五十二号」を「別表第一第三百三十二号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号中「別表第一第二百四十三号」を「別表第一第三百二十一号」に、「バリウム」を「バナジウム」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号中「別表第一第二百三十二号」を「別表第一第三百九号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号中「別表第一第二百三十号」を「別表第一第三百五号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「別表第一第二百七号」を「別表第一第二百七十二号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「別表第一第一百七十八号」を「別表第一第二百四十二号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「別表第一第一百七十六号」を「別表第一第二百三十九号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「別表第一第一百七十五号」を「別表第一第二百三十七号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「別表第一第一百八号」を「別表第一第一百四十四号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「別表第一第一百号」を「別表第一第一百三十二号」に改め、同号を

同項第八号とし、同項第六号中「別表第一第六十九号」を「別表第一第八十八号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「別表第一第六十八号」を「別表第一第八十七号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「別表第一第六十四号」を「別表第一第八十二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「別表第一第六十号」を「別表第一第七十五号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 令別表第一第四十四号に掲げる第一種指定化学物質 インジウム

第五十二条第一項中第二十三号及び第二十四号を削り、第二十五号を第二十三号とし、同項第二十六号中「別表第二十一第七号」を「別表第二十一第五号」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第二十七号中「別表第二十一第二十五号」を「別表第二十一第十八号」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十八号中「別表第二十一第六十一号」を「別表第二十一第三十六号」に改め、同号を同項第二十六号とする。

第九十九条中「第九十九条第二項の」の下に「規定により適用しないこととする」を加え、「条例について、」を「区域について、同表の」に改め、同条の表を次のように改める。

市町村	条例の規定
さいたま市	<ul style="list-style-type: none"> 一 第四条、第八条、第二十条、第二十一条及び第五章第二節 二 第四十八条(第四十条及び第四十一条に係るものに限る。) 三 第六章(第百六条を除く。)及び第七章(第百十六条を除く。) 四 第百二十条及び第百二十一条(第二十条及び第五章第二節の規定並びに前号に掲げる規定に係るものに限る。) 五 第百二十二条(第二号に掲げる規定に係るものに限る。)
所沢市	<ul style="list-style-type: none"> 一 第六章第一節(条例別表第二第一号の表七の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。) 二 第六十一条及び第六十二条 三 第百二十条及び第百二十一条(前二号に掲げる

規定に係るものに限る。

別表第四第一号口の付表二の項中「さいたま市、」を削り、同表第三号口の表の備考五中「、さいたま市岩槻区」を削る。

別表第十五第一号中「さいたま市、」を削り、同号口中「川口市大字江戸袋及び大字東本郷」を「川口市江戸三丁目、江戸袋二丁目及び本蓮四丁目」に改める。

別表第十六第一号及び別表第十七中「さいたま市、」を削る。

別表第二十一中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号から第十二号までを削り、第十三号を第七号とし、第十四号を第八号とし、第十五号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 コールタール

別表第二十一中第十六号を削り、第十七号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 五塩化りん

十三 三塩化りん

別表第二十一中第十八号及び第十九号を削り、第二十号を第十四号とし、第二十一号を第十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

十六 シクロヘキサノン

十七 臭素化ビフェニル(臭素数が二から五までのもの及びその混合物を除く。)

別表第二十一中第二十二号から第二十四号までを削り、第二十五号を第十八号とし、第二十六号を第十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十 炭化けい素(繊維状のものに限る。)

二十一 テトラヒドロフラン

別表第二十一中第二十七号から第二十九号までを削り、第三十号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 パラニトロトルエン

別表第二十一中第三十一号から第三十八号までを削り、第三十九号を第二十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十五 オルトーフタロジニトリル

二十六 ふっ化けい素

別表第二十一中第四十号から第四十三号までを削り、第四十四号を第二十七号と

し、同号の次に次の一号を加える。

二十八 二―ブトキシエタノール

別表第二十一中第四十五号から第五十一号までを削り、第五十二号を第二十九号とし、第五十三号を削り、第五十四号を第三十号とし、第五十五号を第三十一号とし、第五十六号を第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三 メチルターシャリーブチルエーテル

別表第二十一中第五十七号及び第五十八号を削り、第五十九号を第三十四号とし、第六十号を第三十五号とし、第六十一号を第三十六号とし、第六十二号を第三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十八 りん化水素(別名ホスフィン)

別表第二十一中第六十三号を削り、第六十四号を第三十九号とする。

別表第二十四第一号中「さいたま市」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第十五第一号ロの改正規定は公布の日から、第五十二条第一項及び別表第二十一の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第五十二条第一項及び別表第二十一の規定は、平成二十二年度以降において把握すべき特定化学物質の取扱量その他の事項(以下「取扱量等」という。)及び平成二十三年度以降において報告すべき取扱量等について適用し、平成二十一年度において把握すべき取扱量等及び平成二十二年度において報告すべき取扱量等については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の第五十二条第一項の規定の適用については、同項中「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」とあるのは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第三百五十六号)による改正前の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」とする。

4 この規則の施行前にさいたま市の区域内においてした行為については、改正前の第九十九条の規定は、なおその効力を有する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

埼玉県教育委員会規則第三十三号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年埼玉県教育委員会規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

教育職給料表②の適用を受ける者

職員の区分	号給	階級の級			
		1級	2級	3級	4級
再任用教育職員以外の教育職員	1から5	円 3,900	円 4,200	円 8,400	円 13,500
	4から8	円 4,100	円 4,500	円 8,800	円 13,800
	8から12	円 4,200	円 4,700	円 9,100	円 14,100
	12から16	円 4,400	円 5,000	円 9,800	円 14,400
	16から20	円 4,700	円 5,200	円 10,100	円 14,800
	21から24	円 4,900	円 5,500	円 10,400	円 15,100
	24から28	円 5,100	円 5,800	円 10,700	円 15,300
	28から32	円 5,400	円 6,000	円 11,100	円 15,500
	32から36	円 5,600	円 6,200	円 11,400	円 15,800
	36から40	円 5,800	円 6,600	円 11,700	円 15,900
	41から44	円 6,100	円 7,100	円 11,900	円 15,900
	44から48	円 6,300	円 7,400	円 12,200	円 15,900
	48から52	円 6,600	円 7,700	円 12,600	円 15,900
	52から56	円 6,800	円 8,300	円 12,900	円 15,900
	56から60	円 7,000	円 8,600	円 13,200	
	61から64	円 7,200	円 8,900	円 13,500	
64から68	円 7,400	円 9,600	円 13,700		
68から72	円 7,700	円 9,900	円 14,000		
72から76	円 7,900	円 10,200	円 14,200		
76から80	円 8,100	円 10,500	円 14,400		
81から84	円 8,200	円 10,800	円 14,600		
84から88	円 8,400	円 11,100	円 14,800		
88から92	円 8,500	円 11,400	円 14,900		
92から96	円 8,700	円 11,600	円 15,100		
96から100	円 8,800	円 11,800	円 15,200		
101から104	円 9,000	円 12,200	円 15,300		
104から108	円 9,100	円 12,400	円 15,500		
108から112	円 9,200	円 12,600	円 15,600		
112から116	円 9,200	円 12,900	円 15,800		
116から120	円 9,400	円 13,100	円 15,900		
121から124	円 9,500	円 13,300			
124から128	円 9,600	円 13,400			
128から132		円 13,600			
132から136		円 13,700			
136から140		円 13,900			
141から144		円 14,000			
144から148		円 14,100			
148から152		円 14,100			
152から156		円 14,300			
156から160		円 14,300			
161		円 14,400			
再任用教育職員		円 6,300	円 7,700	円 10,100	円 12,900

別表第2(第3条関係)

教育職給料表①の適用を受ける者

職員の区分	号給	階級の級			
		1級	2級	3級	4級
再任用教育職員以外の教育職員	1から5	円 3,900	円 5,000	円 10,100	円 13,500
	4から8	円 4,100	円 5,200	円 10,400	円 13,800
	8から12	円 4,200	円 5,500	円 10,700	円 14,100
	12から16	円 4,400	円 5,800	円 11,100	円 14,400
	16から20	円 4,700	円 6,000	円 11,400	円 14,800
	21から24	円 4,900	円 6,200	円 11,700	円 15,100
	24から28	円 5,100	円 6,600	円 11,900	円 15,300
	28から32	円 5,400	円 7,100	円 12,200	円 15,500
	32から36	円 5,600	円 7,400	円 12,600	円 15,800
	36から40	円 5,800	円 7,700	円 12,900	円 15,900
	41から44	円 6,100	円 8,300	円 13,200	円 15,900
	44から48	円 6,300	円 8,600	円 13,500	円 15,900
	48から52	円 6,600	円 8,900	円 13,700	円 15,900
	52から56	円 6,800	円 9,600	円 14,000	円 15,900
	56から60	円 7,000	円 9,900	円 14,200	
	61から64	円 7,200	円 10,200	円 14,400	
64から68	円 7,400	円 10,500	円 14,600	円 15,900	
68から72	円 7,700	円 10,800	円 14,800		
72から76	円 7,900	円 11,100	円 14,900		
76から80	円 8,100	円 11,400	円 15,100		
81から84	円 8,200	円 11,600	円 15,200		
84から88	円 8,400	円 11,800	円 15,300		
88から92	円 8,500	円 12,200	円 15,500		
92から96	円 8,700	円 12,400	円 15,600		
96から100	円 8,800	円 12,600	円 15,800		
101から104	円 9,000	円 12,900	円 15,900		
104から108	円 9,100	円 13,100			
108から112	円 9,200	円 13,300			
112から116	円 9,200	円 13,400			
116から120	円 9,400	円 13,600			
121から124	円 9,500	円 13,700			
124から128	円 9,600	円 13,900			
128から132	円 9,700	円 14,000			
132から136	円 9,800	円 14,100			
136から140	円 9,900	円 14,100			
141から144	円 9,900	円 14,300			
144から148	円 10,100	円 14,300			
148から152	円 10,200	円 14,400			
152から153	円 10,300				
再任用教育職員		円 6,300	円 7,700	円 10,100	円 12,900

附 則
この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十二月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

埼玉県教育委員会規則第三十四号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則(平成十一年埼玉県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「三千二百円」を「六千四百円」に改め、同条第二号中「三千円」を「六千円」に改め、同条第三号中「千七百円」を「三千四百円」に改め、同条第四号中「千二百円(教育委員会が別に定める要件に該当する場合にあっては千五百円)」を「二千四百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の学校職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、平成二十年十月一日から適用する。

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

埼玉県教育委員会規則第三十五号

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の地域手当に関する規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の五・五」を「百分の六・五」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の学校職員の地域手当に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の学校職員の地域手当に関する規則(以下この項において「改正前の規則」という。)の規定に基づいて支給された地域手当は改正後の規則の規定による地域手当の内払と、改正前の規則の規定による地域手当の月額を算出の基礎として支給された給与は改正後の規則の規定による地域手当の月額を算出の基礎とする給与の内払とみなす。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十二月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則七―八八六

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―八四六)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の五・五」を「百分の六・五」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の地域手当に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の地域手当に関する規則(以下この項において「改正前の規則」という。)の規定に基づいて支給された地域手当は改正後の規則の規定による地域手当の内払と、改正前の規則の規定による地域手当の月額を算出の基礎として支給された給与は改正後の規則の規定による地域手当の月額を算出の基礎とする給与の内払とみなす。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第二十号

埼玉県企業職員給与規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県公営企業管理者 樋口 和男
埼玉県企業職員給与規程等の一部を改正する規程

(埼玉県企業職員給与規程の一部改正)

第一条 埼玉県企業職員給与規程(昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

6 別表第五の職の欄に掲げる職のうち区分が一種とされている職にある職員の管理職手当の月額、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間は、第三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による管理職手当の額からその百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(埼玉県企業職員給与規程の一部改正)

第二条 埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程(平成十九年埼玉県公営企業管理規程第十七号。以下「平成十九年改正規程」という。)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第八項」を「第七項」に改める。

附則中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

附則

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は平成二十一年四月一日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の平成十九年改正規程の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

埼玉県公営企業管理規程第二十一号

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県公営企業管理者 樋口和男

埼玉県企業局組織規程(昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第二十一号を第二十二号とし、第十六号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十五号中「及び第十三号」を「から第十四号まで」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号と

し、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)に基づく職員の児童手当に関すること。

附則

この規程は、平成二十一年一月一日から施行する。

埼玉県公営企業管理規程第二十二号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県公営企業管理者 樋口和男

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

(昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一総務課長地域機関の長の項中「地域機関の長」を削る。

別表第五専決事項の欄中10から16までを削り、17を10とし、18から22までを7ずつ繰り上げ、同欄23中「第三十四号」を「第二十七号」に改め、同欄中23を16とし、24から35までを7ずつ繰り上げ、同欄36中「第六十六号」を「第五十九号」に改め、同欄中36を29とし、37から66までを7ずつ繰り上げる。

附則

この規程は、平成二十一年一月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第七百三十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方

法並びにインターネットを利用する方法
(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十二月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コスモススポーツクラブ

三 代表者の氏名

浅見 邦男

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鶴ヶ島市脚折町四丁目二十一

番二十九号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の市民に対し、学術、文化、芸術又はスポーツの振興に関する関連事業を行い、青少年の健全育成・成人の趣味及び高齢者の健康増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百三十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書(申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用してする方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net))により縦覧に供する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十二月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 はっぴー

三 代表者の氏名

瓜田 淑子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡ときがわ町大字番匠一

七一番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、知的ハンディを持つ人達が、自立した生活を望みながらも家庭環境や、住宅事情などで自立した生活が出来ない人を対象に、生活の場を提供し、様々な体験を通し社会自立へ向けての指導・援助することを目的とする。

埼玉県告示第七百四十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書(申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用してする方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十二月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人いきがいPCボランティアの会

三 代表者の氏名

野津 肇

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市東狭山ヶ丘一丁目五十三番地の十四

五 定款に記載された目的

この法人は、健常者や障害者及び高齢者や子どもに対し、PC(パソコン)の活用によって、より心豊かな、より

活動的な、より楽しい生活が送れるようお手伝いすることで、生きがいの創出や人間性豊かな地域社会の創造に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百四十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書(申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用してする方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十二月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人陶晃山ふれあい工房

三 代表者の氏名

大槻 政敏

埼玉県告示第七百四十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書(申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用してする方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

四 主たる事務所の所在地
埼玉県日高市大字新堀九百八十四番地六

五 定款に記載された目的
この法人は、障害者に対し、地域で自立した生活を営むための福祉サービスを行い、社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百四十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉

玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>)により縦覧に供する。
平成二十年十二月二十四日
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成二十年十二月十六日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人マインドフルネス総合研究所
三 代表者の氏名
大田 健次郎

四 主たる事務所の所在地
埼玉県蓮田市椿山三丁目十七番五号
五 定款に記載された目的
この法人は、心理的なカウンセリングに関する研修会や研究会、講演会、心理カウンセラーの養成、心理相談等を通して、青少年の健全な成長や一般市民の精神的な健康の維持・増進および自殺防止に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百四十三号

次の軽油引取税免稅証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

免稅証の種類	免稅証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一 別紙	04A022330 04A022335	六	貨	平成二十年二月一日 平成二十年七月三十一日
免稅証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称 埼玉県新座市大和田二一五―二三 (株) 東日本宇佐美二五四号線新座給油所				
免稅証を交付した事務所 川越県税事務所		亡失年月日 平成二十年十一月十八日		

埼玉県告示第七百四十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。
平成二十年十二月二十四日

1 購入等件名及び数量
埼玉県川口地方庁舎外11施設で使用
する電気 予定使用電力量4,027,100
キロワット時
2 契約に関する事務を担当する部署の
名称及び所在地
埼玉県総務部管財課電気施設担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15
番1号
3 落札者を決定した日
平成20年10月24日
4 落札者の氏名及び住所
東京電力株式会社 東京都千代田区

内幸町1丁目1番3号

5 落札金額
87,324,107円
6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
7 入札の公告を行った日
平成20年9月9日

埼玉県告示第七百四十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生

活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十二月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ウィーテニス

三 代表者の氏名

上原 隆明

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市大宮区東町二丁目

一七六番地

五 定款に記載された目的

この法人は、プロ・アマチュアテニスプレーヤーや、将来プロテニスプレーヤーを目指す小学生・中学生・高校生

生に対して、テニスに関する技術指導事業を行い、また将来性のあるプレーヤーには支援活動事業を行い、スポーツの振興や、人間形成、マナーなどの子供の健全育成を行うとともに、一般市民に対してテニスの普及振興事業を行うことにより、広域のスポーツ振興とそれを通しての地域文化の推進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百四十六号

草加市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、荒川中部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住所
理事 横村勝巳 深谷市榿合三九一番地

理事	大澤正雄	深谷市折之口九九八番地一
同	中村正則	同 上柴町西七丁目一番地一三
同	新井家光	同 原郷三九七番地五
同	田尻泰雄	同 田中六二二番地一
同	大澤一孝	同 上原三〇三番地二
同	酒井貴久代志	同 武蔵野二四〇二番地二
同	青木正	同 小前田二九六四番地
同	小林忠男	同 岡二五六三番地三
同	秋山允映	同 岡部八九二番地
同	布施将平	同 榛沢新田七六番地
同	内田西二	同 本郷一八八番地一
同	柳田慶治	同 岡三〇二〇番地
同	小島榮	同 寄居町大字用土三四一七番地
同	矢島茂	同 深谷市常盤町五五番地四七
監事	塚越石夫	同 大谷八九〇番地
同	久保田貞雄	同 針ヶ谷一〇二三番地四
同	笠原重貞	同 黒田一四七一番地
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	清水宏純	深谷市宿根九二四番地一
同	清水文夫	同 人見一二六番地一
同	蛭川竹正	同 柏合四二七番地
同	横村勝巳	同 榿合三九一番地
同	小池恒雄	同 榿引一一五番地一
同	飯野健彦	同 大谷一一七番地
同	新井佐一	同 境五六二番地一
同	大澤正雄	同 折之口九九八番地一
同	新井家光	同 原郷三九七番地五
同	中村正則	同 上柴町西七丁目一番地一三
同	大澤一孝	同 上原三〇三番地二
同	小川正和	同 長在家六一〇番地

理事	吉野利男	深谷市菅沼二〇四番地
同	馬場一雄	同 瀬山六九〇番地
同	酒井 貴久代志	同 武蔵野二四〇二番地二
同	荒木又一	同 同 四一九二番地
同	原口年夫	同 小前田一八八三番地
同	青木 正	同 同 二九六四番地
同	宇野力夫	同 北根二七七番地
同	柳 雅己	同 小前田二八〇八番地一
同	小島 榮	同 寄居町大字用土三三一七番地
同	津久井 幹雄	同 同 寄居九〇九番地
同	田嶋明三	同 深谷市岡二五九九番地
同	大野一男	同 同 三二八一番地
同	強瀬福治	同 普濟寺一〇八一番地
同	高田平作	同 岡部二二三三番地一
同	布施將平	同 榛沢新田七六番地
同	島田幸五郎	同 本郷一六八六番地
同	平野三夫	同 今泉七三二番地六
同	伊藤陽二	同 山河一〇八番地
同	森田修平	同 榎挽四八番地一
同	神尾高善	同 針ヶ谷三九九番地一
同	矢島茂	同 常盤町五五番地四七
監事	塚越石夫	同 大谷八九〇番地
同	大屋秀夫	同 折之口二〇三番地二
同	笠原常正	同 黒田一四六六番地
同	田嶋茂美	同 岡一三二三番地
同	久保田貞雄	同 針ヶ谷一〇二三番地四

埼玉県告示第七百四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平沢—1—2	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
平沢—1—1	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
西南—6	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
西南—2	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
横畑—2	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
横畑—1	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
平沢—2	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
平沢—1	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
西南—3	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

平成二十年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

殿谷戸―1	西南―1	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
寺平―2―2	西南―2	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
寺平―2―1	西南―3	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
阿久戸―2	西南―4	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
阿久戸―1	平沢―2	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
阿久戸	阿久戸	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
阿久戸―1	阿久戸―1	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
阿久戸―2	阿久戸―2	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
寺平―2―1	寺平―2―1	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
殿谷戸―1	殿谷戸―1	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

横畑川	殿谷戸―2	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
西南沢	殿谷戸―3	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
殿谷戸―6	殿谷戸―4	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
殿谷戸―5	殿谷戸―6	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
殿谷戸―4	寺平	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
殿谷戸―1	殿谷戸―1	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
殿谷戸―4	殿谷戸―4	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
殿谷戸―5	殿谷戸―5	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
殿谷戸―6	殿谷戸―6	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
土石流	土石流	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

平沢川下流	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
平沢川支溪1号	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
平沢川支溪2号	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
平沢川支溪3号	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
平沢川支溪4号	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
千ヶ谷沢南	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
千ヶ谷沢	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
殿谷戸沢1号	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
殿谷戸沢2号	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
殿谷戸沢南	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
殿谷戸沢北	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流

土砂災害特別警戒区域の名称	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
西南―3	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。
平沢―1	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。
平沢―2	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。
横畑―1	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。
横畑―2	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。
西南―2	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。

平沢川支溪4号	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。
千ヶ谷沢南	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。
殿谷戸沢1号	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。
殿谷戸沢2号	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。
殿谷戸沢南	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十二月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

殿谷戸沢北	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。
-------	---------------------------------------	-----	---------------------------------------

埼玉県告示第七百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号
平成二十年十二月五日
指令杉整第二〇〇〇三一号

二 検査済証番号
平成二十年十二月十七日第七十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称
南埼玉郡菖蒲町大字新堀字八束四六〇、四六一一、四六二一、四六三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
平沢 絃介

平成二十年十二月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 片柳川越線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備	考
新	川越市大字寺山字堤根四六五番一地先から同市大字寺山字 宮田一五四番二地先まで		五・五〇 一四・五〇	三九〇・〇九	街路整備工事	
旧			八・五〇 一七・〇〇			

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十二月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備	考
新	川越市今成二丁目三二番三地先から同市今成二丁目三九番 一地先まで		二五・〇〇 二九・五〇	五八・〇〇	街路整備工事	
旧			二五・〇〇 二五・〇〇			

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十二月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備	考
新	川越市大字上寺山字東田四〇八番四地先から同市大字上寺 山字東田三七二番四地先まで		九・五〇 二四・〇〇	二七〇・〇〇	街路整備工事	
旧			九・五〇 二五・〇〇			

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越坂戸毛呂山線
- 三 道路の区域

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十二月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十四日

一 道路の種類 県道

二 路線名 川越上尾線

三 道路の区域

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	川越市大字川越字柳橋町二三六三番八地先から同市大字鴨田字本橋町八一九番地先まで	区間	八・二〇 九・二〇	一六・〇三	交通安全対策工事

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年十二月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
川越上尾線	川越市大字川越字柳橋町二三六三番八地先から同市大字鴨田字本橋町八一九番地先まで	平成二十年十二月二十四日	延長一六・〇三メートル

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十二月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十四日

一 道路の種類 県道

二 路線名 川越越生線

三 道路の区域

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

新	旧	旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備	考
			川越市大字吉田字堂山七〇番三地先から同市大字吉田字堀ノ内一〇〇番一地先まで		七・〇〇 九・五〇	五五・〇〇	歩行者道整備工事	
					九・五〇 一二・〇〇			

埼玉県川越県土整備事務所長告示第七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年十二月二十四日から三十日間埼玉県土整備部道路

環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

路	線	名	供	用	開	始	の	区	間	供	用	開	始	の	期	日	備	考																						
川	越	越	川	越	市	大	字	吉	田	字	堂	山	七	〇	番	三	地	先	から	同	市	大	字	吉	田	字	堀	ノ	内	一	〇	〇	番	一	地	先	まで	平成二十年十二月二十四日	延長五五・〇〇メートル	

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成二十年八月八日

指令飯整第二〇〇〇二二〇〇号

二 検査済証番号

平成二〇年十二月十六日

飯整第二〇〇〇三五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字津久根字矢崎一四

〇番五、一四〇番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡越生町大字津久根一四一番地

一

佐藤 重吉

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成二十年六月二十日

指令飯整第二〇〇〇二二〇〇号

二 検査済証番号

平成二十年十二月十六日

飯整第二〇〇〇三三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字市場字六本松一

〇〇八番六、一〇〇八番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町若山一丁目四〇番地

二二

川上 永

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月二十四日
埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号
平成二十年九月十九日
第二〇〇〇五八〇号

二 検査済証番号
平成二十年十二月十七日
第二〇〇〇九八号

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡嵐山町大字鎌形二〇二五
杉田 英樹

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年十二月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井順一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
加須幸手線	北葛飾郡鷲宮町大字東大輪字北割畑一四三番七地先から同郡同町八甫四丁目一二一番一地先まで	平成二十年十二月二十四日	延長二・九〇メートル

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月十六日
杉整第一三五九一号

三 開発区域に含まれる地域の名称
南埼玉郡宮代町大字西条原字新田一

〇二四一五、一六
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
久喜市栗原三丁目三一六 ジュネス

平成二十年十二月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井順一

一 許可番号

平成二十年十月二十三日

指令杉整第一九〇二四六一号

二 検査済証番号

埼玉県告示第千九十七号(平成二十年八月十二日第二千四号)中訂正

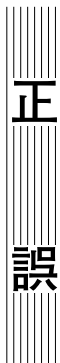
ページ 段行 誤

五 三三 朽

ページ 段行 誤

五 三十一 高

正



ページ 段行

六 一 一から六

誤

三 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法 変更しない。

ロ 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採限度は、次のとおりとする。

ハ 立木の植栽 変更後の植栽の方法

及び樹種は、次のとおりとする。

正

三 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めな
い。

(2) 主伐として伐採をすることがで
きる立木は、当該立木の所在する
市町村に係る市町村森林整備計画
で定める標準伐期齢以上のものと
する。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおり
とする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方
法・期間及び樹種
次のとおりとする。

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 〇四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)